

人権教育・啓発コーナー（このコーナーでは人権に対する思いを掲載していきます。）

美波町人権啓発強調月間について

美波町では、11月を「人権啓発強調月間」と定め取り組んでいきます。

—明るく 住みよい まちづくりをめざして—

同和問題をはじめとする人権問題を解決するためには、私たち一人ひとりが、「人権は自分自身の生活に深く関わる自らの課題である」という認識を持ち、それに対する理解を深めることが必要です。

このため、美波町では11月を「人権啓発強調月間」と定め、この期間中に各種の啓発活動を集中的に実施します。この機会に、様々な人権問題を自分自身の課題として捉え、人権について考えてみましょう。

同和問題の早期解決を目指して、啓発行事を実施し、差別をなくす取組を展開していきます。（今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業中止や縮小の対策がとられています。）

従来からの差別発言や差別落書きに加え、情報化の進展による状況の変化に伴い、インターネット上での差別書込みや電子版「部落地名総鑑」の問題など新たな部落差別事象が発生しています。

また、部落差別は許されないものであるとした「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に施行され、地方公共団体は、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものと規定されました。

こうしたことから、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するため、美波町では、令和元年度に「部落差別解消の推進及び人権擁護に関する条例」を施行しています。

人権教育・啓発の現状

様々な人権問題が存在する要因の基には、一人ひとりに人権尊重の理念についての正しい理解が未だ十分に定着していないことが指摘されています。

町民一人ひとりに人権尊重の理念についての理解が定着するよう、人権教育・啓発に関する施策を積極的に推進することにより、様々な人権問題の解決に努める必要があります。

人権問題をめぐる状況は、今後ますます複雑化、多様化することが予想されますが、町民一人ひとりの努力によって、人権が尊重される社会を創っていくことが重要です。

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

人権尊重の理念は、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち人権の共存の考え方と理解されています。

◎町民一人ひとりが相手を思いやり、多様な価値観を認め合う社会をめざしましょう。

「心温かい人々が暮らす、賑やかな過疎の町」美波町であり続けるために人権について考え守っていくことがまさに、「にぎやかそ」美波町づくりにつながります。このコーナーでは人権に対する思いを掲載していきます。